

令和8年度

釜石市郷土資料館展示リニューアル業務

公募型プロポーザル実施要領

釜石市教育委員会事務局文化財課

1 趣旨

「釜石市郷土資料館展示リニューアル業務」(以下「業務」という。)の受託者を選定するために実施する公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)に関して、必要な事項を定める。

2 目的

展示コンセプトは釜石市民への郷土理解の醸成や釜石への来訪者への釜石の紹介を目的としている。近年、増加しつつある、海外からの来訪者に釜石の歴史や文化、自然資源の魅力をわかりやすく伝え、周遊観光者の増加につなげるため、資料などの解説文をインバウンド向けに多言語化するもの。

3 内容

企画立案から編集、デザイン、印刷、パネル設置等の展示リニューアルに係る一切の業務である。詳細は、別紙の「郷土資料館展示リニューアル業務委託仕様書」を参照すること。

4 事業費

本業務の事業費の上限は、24,200,000円(消費税額及び地方消費税額2,200,000円を含む。)とする。

5 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日(金)まで

6 公募スケジュール(予定)

- (1) 公募開始 令和8年8月25日(火)
- (2) 質問書の受付期間 令和8年8月25日(火)～9月1日(火)17時15分必着
- (3) 質問に対する回答 令和8年9月8日(火)予定
- (4) 参加申込書及び企画提案書の提出期限 令和8年9月25日(金)
17時15分必着
- (5) 一次審査結果通知 令和8年9月30日(水)
- (6) 二次審査の実施 令和8年10月8日(木)予定
- (7) 選考結果の通知 令和8年10月15日(木)以降

7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 東北6県内に本店、支店を有すること。
- (2) 釜石市税、国税等を滞納していないこと。
- (3) 釜石市の令和8・9・10年度物品購入等競争入札参加資格者名簿に記載がある業者であること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体等から指名停止を受けている期間でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律154号)の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 会社法(平成17年法律第86号)第511条の規定による特別清算開始の申立て中又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立て中でないこと。
- (8) 釜石市暴力団排除条例(平成27年条例第37号)第2条に該当する者ではないこと。

8 参加申込及び企画提案の方法

本プロポーザルに参加する者は、以下の方法により参加申込等を行うこと。

- (1) 参加申込書等の提出(提出期限:令和8年9月25日(金)17時15分必着)

- ① 提出期限までに以下の書類を持参または郵送(簡易書留又は配達証明付き一般書留に限る。)により提出先に提出すること。

なお、様式は市ホームページからダウンロードの上、入手すること。

ア 「参加申込書」1部(様式1)

イ 「会社概要書」1部(様式2)

ウ 「業務受託実績書」1部(様式3)

業務受託実績について3件以内を記載し、その実績が確認できる資料(冊子やその見開きなど)を1部提出すること。(コピー可)

エ 「業務実施体制及び業務従事者情報」1部(様式4)

契約締結後における業務の実施体制(管理責任者、主任技術者等の組織体制図など)及び業務従事者の情報(資格・主な業務実績など)について記載すること。

オ 「納税証明書」1部(受付日前3月以内に発行されたもので、申請時発行可能な直近年度のもの)

市内に営業所を有するものは、(ア)及び(イ)、それ以外は(イ)のみ提出すること。

(ア)釜石市発行の納税証明書(申請時点までに納期が到来する市税を完納の上、提出すること。)

(イ)所管税務署発行の納税証明書(法人税と消費税及び地方消費税)

カ 「企画提案書」8部(様式5号及び参考資料添付可)

キ 「参考見積書」8部(様式6号及び提案者指定の見積書)

※イとエについては、様式に掲げる項目内容が記載された 既存資料での提出を可とする。

② 企画提案に係る一切の経費については、提案者の負担とする。

③ 提出された企画提案書等は、返却しないこととする。

④ 提出された企画提案書等は、釜石市情報公開条例の定めるところにより公開される場合がある。

(2) 質問書(様式7)の受付と回答

(受付期間:令和8年8月25日(火)～9月1日(火)17時15分必着)

① 本プロポーザルに関する質問は、趣旨を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること。

② 質問者には、電子メールにより回答を送付するほか、全ての質問の趣旨及び回答は、市ホームページ上でも公開する。

③ 回答にあたっては、質問を行った事業者名は公表しない。

また、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

9 プロポーザルの費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

10 失格条件

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

① 提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの

② 虚偽の内容が記載されているもの

③ プレゼンテーションを無断で欠席したもの

(2) この要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合

11 選定方法

釜石市の関係部局の職員等からなる「郷土資料館展示リニューアル業務公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において審査する。

審査委員会での二次審査において、最も高い評価となった提案者を第1受託候補者として選定し、次点となった提案者を第2受託候補者とする。

また、提案者が1者の場合でも審査を実施し、その内容が審査基準を満たすと認められる場合は、当該提案者を受託候補者として選定する。

なお、第2受託候補者については、選定しない場合がある。

審査委員会は、非公開とする。

- (1) 企画提案書による一次審査で数件を選定し、その後、プレゼンテーションによる二次審査を行い、受託候補者の選定を行う。
- (2) 一次審査の結果は、提案者全員に電子メールにより通知する。
- (3) 二次審査の結果は、二次審査参加者全員に電子メールにより通知する。
- (4) 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合はその提案及び、審査結果を無効とする。
- (5) 問合せに対する回答は行わず、審査結果に対する異議申立ては認めない。

12 評価基準

(1) 審査方法

本業務の受注者選考にあたっては、別に定める 市が設置した審査委員会において、提案された書類及びプレゼンテーションを総合的に審査し、契約候補者を選定する。ただし、審査の結果によっては、いずれの提案者も契約候補者に選定しない場合がある。また、参加者が1社だった場合は、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

(2) 審査基準

次の 審査基準（審査項目及び 審査 配点 に基づき採点し、各委員の採点を集計後、その得点が最も高かった提案者を契約候補者に選定する。

また、得点が同点となった場合は、各委員の多数決により決定することとする。

表1 審査基準(審査項目及び配点)

審査項目	審査内容	配点
事業に関する理解度	釜石市郷土資料館及び本業務目的についての的確に理解した上で具体的に提案されたものであるか。	20
必要経費に関する事項	・市が示した仕様書と提示した見積の項目及び金額が、業務内容に見合った適切なものか。	20
事業実施に	・事業実施にあたり、適切なスケジュールになっている	10

関する事項	るか。	
	・ より多くの興味・関心を喚起し、釜石への理解促進につながる効果的な工夫や取り組みの提案がされているか。	20
事業実施に関する事項	・ レイアウトやパネル構成が見学者にとって見やすいものとなっているか	10
	・ 会社概要・過去の実績などから、効果的に業務を実施できると見込まれるか。	10
	・ 仕様書に定める以外に、独自の発想や工夫に基づく提案がなされているか。	10
合計		

【評価の基準】

① 評価点は、次により算出する。

審査内容ごとにA～Fの評価を付け、配点に対する係数を乗じて算出する。

A：特に優れている B：優れている C：ふつう D：やや不十分 E：不十分
F：不良

② 評価点数計算法

A：配点×1.0 B：配点× 0.8 C：配点× 0.6 D：配点× 0.4 E：配点× 0.2 F：配点× 0.0（点数なし）

③ 集計方法

各選定委員の評価点を審査項目ごとに合計し、それを選定委員の人数で除した点数（平均値）をその項目の評価点とする。

④ 失格要件

- ・ 評価点の合計が6割に満たない場合。
- ・ 審査内容のいずれかにおいて、選定委員が1人でも「F：不良」と評価した場合。

13 契約

(1) 受託者の決定

市は、第1受託候補者と仕様並びに委託料等詳細について協議の上、受託者として決定する。ただし、第1受託候補者との協議が整わない場合は、第2受託候補者と協議を行った上で、受託者を決定することができる。

(2) 契約の締結

上記(1)で決定した受託者は、契約に必要な書類を作成し、市と協

議の上、速やかに契約締結に必要な手続きを進めるものとする。

なお、市は、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、業務を追加、変更、又は削除することができる。この場合、委託予算額上限を限度として、受託者と契約内容及び契約額等を調整できるものとする。

14 各書類の提出先・問合せ先

担当 釜石市教育委員会事務局文化財課 森、加藤

住所 〒026-0003 岩手県釜石市嬉石町1丁目7番8号

電話 0193-27-7567

FAX 0193-27-7568

mail hashino@city.kamaishi.iwate.jp